

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十二号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成二十六年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

(表)

受給者番号						疾患群	

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (新規・変更)

奈良県知事 殿

年 月 日

次のとおり小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

受診者	フリガナ							年齢	歳	生 年 月 日		
	氏 名									年 月 日		
	個人番号				-							
	住 所	フリガナ 〒(-) 奈良県										
	加入医療 保険	保険種別	協会健保・健保組合・共済・国保・国保退職・後期高齢・国保組合・その他・生保									
		受診者との続柄	家族 ・ 本人 (保険種別が国保・国保組合の場合又は本人が被保険者の場合)									
被保険者証の 記号・番号		記号					番号					
被保険者氏名												
	被保険者証 発行機関名											

※受診者が18歳未満の場合の申請者は、原則として、受診者が加入している医療保険の被保険者です。

申請者	フリガナ							受診者との 関 係 (該当するものに☑)	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他()	
	氏 名									
	個人番号				-					
	住 所 (該当するものに☑)	☐受診者の住所と同じ ☐受診者の住所と異なる (右に住所をご記載ください)		フリガナ 〒(-) 奈良県						
電 話 番 号	自 宅		— — — — — — — — — —							
	日中に連絡が取れる番号 (今回の申請に関する連絡先)		受診者との 関係	父・母 その他()	電話番号	— — — — —				
該当する階層区分	生活保護 ・ 低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般所得Ⅰ ・ 一般所得Ⅱ ・ 上位所得									
受給者証の送付先 (希望するものに☑)	☐申請者あて ☐その他(宛名: 住所:〒(-))									
疾病名										
小児慢性特定疾病 医療費の支給を開始 することが適当と考え られる年月日	年 月 日		【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となる場合、該当する理由に☑】 ☐ 医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したことにより、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他()							
特例 (該当の場合☑)	☐ 重症患者認定					☐ 人工呼吸器等装着者				
	☐ 高額かつ長期					☐ 血友病				
受診者以外で、同じ世帯内に小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方はいですか (該当するものに☑) (申請中のものも含む。)	☐ いない ☐ いる (以下に氏名と受給者番号をご記載ください) ※受給者証の写しの提出が必要です。									
	氏名					受給者番号				
受診者を含め、同じ世帯内に特定医療費助成を受けている方はいですか (該当するものに☑) (申請中のものも含む。)	☐ いない ☐ いる (以下に氏名と受給者番号をご記載ください) ※受給者証の写しの提出が必要です。									
	氏名					受給者番号				

小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究等への利用についての同意

厚生労働大臣 殿

私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書が小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意します。

年 月 日 申請者氏名 _____

【裏面もご記入ください】

保 健 所 使 用 欄

受付印	整理欄
	☐ 個人番号確認 階層区分
	☐ その他収入なし

(裏)

受診を希望する 医療機関	指定医療機関名	所在地

世帯調書

○住民票上の世帯全員について記載してください。

※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記載してください。

○生活保護受給者の方も記載してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との続柄	住民票が別の 場合に○	加入医療保険種別と 被保険者・被扶養者の別	受診者と同一 保険の加入 者に○
1 ※受診者氏名を記載してください。	/	受診者本人		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	○
2 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
3 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
4 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
5 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
6 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
7 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
8 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
9 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	
10 個人番号	年 月 日	父・母・兄・弟・姉・妹 祖父・祖母・その他()		〔協会健保・健保組合・共済・国保・ 国保退職・後期高齢・国保組合・ その他・生保〕 被保険者・被扶養者	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に現存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。